

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和16年12月31日まで)

秋 本 生 企 第 9 3 1 号
令 和 6 年 1 2 月 5 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

銃砲刀剣類発見届取扱要領の一部改正について（例規）

発見された刀剣類の取扱いについては、これまで「銃砲刀剣類発見届取扱要領の一部改正について（例規）」（令和2年10月19日付け秋本生企第699号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部施行に伴い、国民健康保険証等が廃止されることを受け、住所確認書類の例示として掲げていた健康保険被保険者証を削除する改訂を行い、令和7年1月1日から、別添「銃砲刀剣類発見届取扱要領」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、令和6年12月31日をもって廃止する。

この担当 生活安全企画課営業支援指導係（☎3053～3055）

銃砲刀剣類発見届取扱要領

1 目的

本要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第23条の規定により銃砲刀剣類を発見して警察署へ届出をした者のうち、法第14条の規定による登録を受けて引き続き所持することを希望する者に係る警察における取扱手続を定めるものである。

2 発見届の受理

- (1) 発見届を受理するときは、別記様式を届出人に交付し、別記様式(1)「古式銃砲・刀剣類発見届」に必要事項を記入の上、銃砲刀剣類とともに提示を受けること。

届出人の記載した事項に誤りのないときは、別記様式を切取線に沿って切り離した上、別記様式(2)「古式銃砲・刀剣類発見届出済証」及び別記様式(3)「古式銃砲・刀剣類登録通知書」を届出人に交付し、住所地を管轄する都道府県教育委員会又は担当知事部局（以下「教育委員会等」という。）への登録申請など必要な事項を教示すること。

- (2) (1)により発見届を受理したときは、別記様式(4)「古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書」を警察本部を経て教育委員会等に送付すること。
- (3) 教育委員会等は、審査の結果について、古式銃砲・刀剣類登録通知書により公安委員会に対して通知することから、同通知を受けた公安委員会は、台帳等を整備するとともに発見届を受理した警察署に回付し、これを受けた警察署においては、台帳等を整備の上、発見届とともに整理保管すること。

3 実施上の留意事項

- (1) 善良な届出人の利便を十分考慮し、手続について丁寧に教示するなど適切な対応に努めること。
- (2) 発見届出は、発見の状況が分かる責任ある者が代わって行うことも差し支えない。
- (3) 提示を受けた銃砲刀剣類については、貴重な美術品の場合もあることを念頭に置き、慎重に取り扱うこと。

なお、刃渡り、目くぎ穴又は銘文の確認のためにこしらえを外すことが困難な場合は、無理にこしらえを外そうとしないこと。

- (4) 登録の希望については、所有者の意思を尊重し、登録に該当するか否かの判断等を警察において行うことは避け、教育委員会等に委ねること。
- (5) 必要やむを得ない場合のほか、銃砲刀剣類を警察署において一時預かりをしないこと。
- (6) 発見届出をした銃砲刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができないことは当然であり、登録以外の目的で所持した場合は違法となることから、その旨を届出人に教示すること。
- (7) 教育委員会等と連携し、発見届出後に登録審査を受けない場合や、審査の結果、登録にならなかった場合は、廃棄又は公立博物館等への寄贈の意思を確認するなど所要の措置を講ずること。

(1) 警察署で保管

年 月 日

古式銃砲・刀剣類発見届

警察署 御中

届出人 (発見者との関係)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 - -
	職業	
	氏名	年 月 日生 (歳)
発見物件		
発見年月日	年 月 日	
発見場所		
発見の端緒		

(2) 届出人に交付

古式銃砲・刀剣類発見届出済証

警察署 印

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 - -
	職業	
	氏名	年 月 日生 (歳)
発見物件		
届出年月日	年 月 日	

住所確認書類：住民票・運転免許証・その他 ()

※ 裏面の注意事項を確認してください。

(3) 同上

古式銃砲・刀剣類登録通知書

公安委員会 殿

知事
教育委員会

登録申請者	住所	電話番号 - -
	氏名	
登録をした物件		
登録記号番号		

(4) 本部へ送付

古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書

知事 殿
教育委員会 殿

警察署

発見者	住所	電話番号 - -
	氏名	
発見物件		
取扱者	係 階級 氏名	連絡先

登録申請者住所管轄署

警察署

注 意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件とともに、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引っ越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況が分かる責任ある者が代わって届出をすることも可能です。

注 意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があっても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。
- 2 教育委員会等に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲渡することはできません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないでください。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者名 _____